

テレビ電波受信障害調査仕様書

1. 電波障害調査の目的及び概要

伊丹市新庁舎整備工事において、当該施設の建設における地上デジタルテレビ放送（以下、「地デジ」という。）受信障害の範囲を技術的に予測し、地デジ受信の現況調査を実施することにより、障害対策の実施を円滑に遂行することを目的とする。

現況調査は、机上検討と現地調査により実施する。

2. 業務の実施

(1) 機器・資材

業務に必要な機器、材料等はすべて受注者が準備する。

(2) 技術管理者

○事業者は、技術管理者を定め、市に通知しなければならない。

○技術管理者は、業務の技術上の管理を行うものとする。

○技術管理者の資格要件は、(一社)日本CATV技術協会認定のCATV総合監理技術者、第1級CATV技術者、CATVエキスパート（受信調査）または第2級CATV技術者の有資格者とする。ただし、第2級CATV技術者は、現況調査のみに従事するものとする。また、技術管理者は、日本語に堪能でなければならない。

(3) 業務計画書

○事業者は予め調査実施に必要な調査計画書を作成し、市に提出しなければならない。

○調査計画書には、次の事項を記載するものとする。

- ・業務方針報告書
- ・業務工程
- ・その他

○事業者は、調査計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度市に変更業務計画書を提出しなければならない。

○市が指示した事項については、事業者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

(4) 成果物

成果物は、下記を標準とし、それ以外は市との協議による。

- ・テレビ受信障害予測地域図
- ・各調査地点における受信写真（チャンネル別・カラー写真）

- ・受信調査結果表（端子電圧、BER、画質評価、品質評価、等価C/N比）
- ・各調査地点における受信特性測定結果（チャンネル別周波数特性）
- ・計算書（距離方位計算、端子電圧計算、中央値計算、しゃへい障害計算等）

3. 調査業務

(1) 調査の種類と実施時期

調査の種類は下記を標準とし、特記仕様書による。

○机上検討・・・実施設計完了時

障害発生範囲の計算（要確認範囲含む）による予測および図面作成、調査ポイントの選定。

○事前調査・・・工事着手前

建造物建設の着工前に、建設現場周辺地域におけるテレビ電波受信状況を現場調査し、当該建設による障害の予測を行う調査。

○事後調査・・・新庁舎竣工後

原則として建設用足場が取り除かれた時点で現場調査し、事前調査との結果を対比し、障害の全容を確定づける調査。

(2) 調査地点

調査地点、調査箇所数は10か所とし、他の建造物の影響を受けない場所を市と打合せて決定する。

(3) 測定チャンネル

測定するチャンネルは下記による。

| 区分 | 送信局名 | 区分 | 送信局名 |
|-----|-----------|------|-----------|
| 大阪局 | NHK 大阪総合 | 北阪神局 | NHK 神戸総合 |
| | NHK 大阪教育 | | SUN サンテレビ |
| | MBS 毎日放送 | 神戸局 | NHK 神戸総合 |
| | ABC 朝日放送 | | SUN サンテレビ |
| | KTV 関西テレビ | — | — |
| | YTV 読売テレビ | — | — |
| | TVO テレビ大阪 | — | — |

(4) 調査項目

全調査地点において以下の測定を行うこと。

○画質評価と端子電圧の測定

調査地点ごとに、指定された各チャンネルについて、画質評価と端子電圧の測定

を行う。調査地点での調査風景写真撮影をする。

○品質評価と受信特性の測定

調査地点ごとに、指定されたデジタル波の各チャンネルについて、品質評価（ブロックノイズや画面フリーズの有無）と受信特性（振幅周波数特性・等価C/N比・ビット誤り率等）の測定を行う。

○テレビ受信画面の撮影

調査地点ごとに、指定された各チャンネルについて画面を撮影する。

(5) 調査方法

調査方法、調査用機器及び評価基準等については、(一社)日本CATV技術協会の「建造物によるテレビ受信障害調査要領」及び「建造物による受信障害調査要領(地上デジタル放送)による。